

北海道医療費適正化（第四期）骨子の整理

○ 第1回医療費適正化検討協議会からの修正箇所及び理由

| | 修正後 | 修正前 | 修正理由 | 骨子頁 |
|---|--|---|---|-----|
| 1 | 第2章 医療費を取り巻く現状と課題 第1節 <u>高齢化の現状と見通し</u> | 新設 （「4 北海道の高齢者の医療費」の後半記述部分を移動） | 現在の大きな課題として高齢化の現状を述べた上で、医療費の動向について記述 | P1 |
| 2 | 第2章 医療費を取り巻く現状と課題 第2節 医療費の動向 第3節 生活習慣病やメタボリックシンドロームの状況 第4節 病床数の状況 第5節 平均在院日数の状況 | 第2章 医療費を取り巻く現状と課題 第1節 医療費の動向 第2節 生活習慣病やメタボリックシンドロームの状況 第3節 病床数の状況 第4節 平均在院日数の状況 | 上記修正により節ずれを整理 | P1 |
| 3 | 第3章 基本理念と目標 第2節 医療費適正化に向けた目標 1 健康の保持の推進に関する達成目標 <u>(1) 特定健康診査及び特定保健指導の推進</u> ア 特定健康診査の実施率 イ 特定保健指導対象者の減少率 ウ 特定保健指導の実施率 <u>(2) 生活習慣病等の予防</u> ア たばこ対策 イ 予防接種の推進 ウ 生活習慣病の重症化予防の推進 <u>(3) 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進</u> | 第3章 基本理念と目標 第2節 医療費適正化に向けた目標 1 健康の保持の推進に関する達成目標 <u>(1) 特定健康診査の実施率</u> <u>(2) 特定保健指導対象者の減少率</u> <u>(3) 特定保健指導の実施率</u> <u>(4) たばこ対策</u> <u>(5) 予防接種の推進</u> <u>(6) 生活習慣病の重症化予防の推進</u> <u>(7) 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防</u> | 項目を、特定健診に関するもの、生活習慣病等の予防に関するもの、高齢者に関するものに整理 | P2 |
| 4 | 第3章 基本理念と目標 第2節 医療費適正化に向けた目標 2 医療の効率的な提供の推進に関する達成目標 <u>(1) 入院と在宅等の調和</u> <u>(2) 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進</u> <u>(3) 医療資源の効果的・効率的な活用</u> <u>(4) 後発医薬品等の使用促進</u> <u>(5) 医薬品の適正使用の推進</u> | 第3章 基本理念と目標 第2節 医療費適正化に向けた目標 2 医療の効率的な提供の推進に関する達成目標 <u>(1) 入院と在宅等の調和</u> <u>(2) 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進</u> <u>(3) 医薬品の適正使用の推進</u> <u>(4) 医療資源の効果的・効率的な活用</u> <u>(5) 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進</u> | 「医療と介護」等関連性のある項目順に整理するとともに、「バイオ後続品」については「後発医薬品等」にまとめて表記 | P2 |

| | 修正後 | 修正前 | 修正理由 | 本文 |
|---|--|---|--|----|
| 5 | <p>第4章 目標を達するために道が取り組むべき施策</p> <p>第1節 健康の保持の推進に関する施策</p> <p>3 生活習慣病等の対策</p> <p>(6) 予防接種の推進</p> | <p>第4章 目標を達するために道が取り組むべき施策</p> <p>第1節 健康の保持の推進に関する施策</p> <p>4 その他の取組</p> <p>(1) インフルエンザ予防の充実</p> | <p>「インフルエンザ予防の充実」を、第3章第2節における目標の表現と揃えるため、「予防接種の推進」に変更</p> | P2 |
| 6 | <p>第4章 目標を達するために道が取り組むべき施策</p> <p>第1節 健康の保持の推進に関する施策</p> <p>4 高齢者の健康づくりや介護予防等の取組</p> <p>(1) 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防</p> <p>(2) 高齢者の積極的な社会参加</p> | <p>第4章 目標を達するために道が取り組むべき施策</p> <p>第1節 健康の保持の推進に関する施策</p> <p>4 その他の取組</p> <p>(1) インフルエンザ予防の充実</p> <p>(2) 高齢者の健康づくりや介護予防の充実</p> <p>(3) 高齢者の積極的な社会参加</p> | <p>また、「4 その他の取組」を高年齢に関する項目に整理するため、「3 生活習慣病等の対策」に移動</p> | P2 |
| 7 | <p>第4章 目標を達するために道が取り組むべき施策</p> <p>第2節 医療の効率的な提供の推進に関する施策</p> <p>1 医療機関の機能分担・連携の推進</p> <p>2 医療・介護連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進</p> <p>3 医療資源の効果的・効率的な活用</p> <p>4 後発医薬品等の使用促進</p> <p>5 重複受診や頻回受診等の適正化</p> <p>6 重複投薬等の適正化</p> <p>7 診療報酬明細書（レセプト）等の点検の充実</p> <p>8 ICT化の促進</p> <p>9 国保データベース（KDB）及び健康・医療情報データベースの活用</p> | <p>第4章 目標を達するために道が取り組むべき施策</p> <p>第2節 医療の効率的な提供の推進に関する施策</p> <p>1 医療機関の機能分担・連携</p> <p>2 地域包括ケアシステムの推進</p> <p>3 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進</p> <p>4 重複受診や頻回受診等の適正化</p> <p>5 重複投薬等の適正化</p> <p>6 診療報酬明細書（レセプト）等の点検の充実</p> <p>7 ICT化の促進</p> <p>8 国保データベース（KDB）の活用</p> <p>9 医療資源の効果的・効率的な活用</p> <p>10 医療・介護連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進</p> | <p>「地域包括ケア」と「医療・介護連携を通じたサービス提供」の類似した項目を一つにまとめ、また、関連性のある項目順に整理</p> <p>また、「バイオ後続品」については「後発医薬品等」にまとめて表記</p> <p>また、「国保データベースの活用」については、令和5年度から本格運用となった「健康・医療情報データベース」を追加する。</p> | P3 |